

令和 8 年

波佐見町議会臨時会会議録

第1回
開会：令和 8年 1月13日
閉会：令和 8年 1月13日

波佐見町議会

令和8年第1回（1月）波佐見町議会臨時会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第1日	1月13日	火	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 議案審議（質疑・討論・採決）
	(以下余白)			

令和8年 第1回(1月)波佐見町議会臨時会 目次

第1日目(1月13日)(火曜日)

○開会・開議	2
○会議日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 提案要旨の説明	2
議案審議(質疑・討論・採決)	
日程第4 議案第1号	4
日程第5 議案第2号	22
日程第6 議案第3号	23
日程第7 議案第4号	24
日程第8 議案第5号	25
日程第9 議案第6号	26
日程第10 議案第7号	27
日程第11 議案第8号	28
○閉会	30

第1日目（1月13日）（火曜日）

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提案要旨の説明
- 第4 議案第1号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）
- 第5 議案第2号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第3号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第5号 波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第6号 波佐見町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第10 議案第7号 波佐見町乳児等通園支援事業の実施に関する条例
- 第11 議案第8号 波佐見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

第1日目（1月13日）（火曜日）

1. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 古 賀 真 悟 書 記 一 瀬 若 菜

4. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企画情報課長	澤 田 健 一
商工観光課長	太 田 誠 也	施設整備室長	大 橋 秀 一
税務財政課長	松 添 博	住民福祉課長	小佐々 慶太
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	朝 長 哲 也	農林課長参事	太 田 克 宏
建設課課長補佐	本 山 征一郎	水 道 課 長	伊 藤 幸 治
長寿支援課長	井 関 昌 男	子ども・健康保険課長	石 橋 万 里子
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 課 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給食センター所長	林 田 孝 行	総務課課長補佐	坂 本 昌 俊
税務財政課課長補佐	鶴 田 秀 幸		

午前 10 時 開会・開議

○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。よろしく申し上げます。

ただいまから令和 8 年第 1 回波佐見町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（尾上和孝君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 136 条の規定により、8 番 城後光議員、9 番 福田勝也議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（尾上和孝君）

日程第 2. 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 提案要旨の説明

○議長（尾上和孝君）

日程第 3. 提案要旨の説明を求めます。

前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。本日ここに令和 8 年第 1 回波佐見町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙のところ御健勝にて御出席を賜り誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。

議員皆様におかれましては、年始の御多忙の中、1 月 3 日の二十歳のつどい、一昨日の消防出初式に御参加・御出席をいただき誠にありがとうございました。いずれも皆様方の御協力により盛会のうちに開催できましたことに感謝を申し上げます。おかげさまで年始早々幸先のよいスタートができたものと考えております。

さて、既に新聞報道等で御存じのことと思いますが、国の文化財審議会は先月 19 日に「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」を重要文化的景観に選定するよう文部科学大臣に答申をいたしました。この重要文化的景観については、景観の重要文化財と言えるもので、本町の窯業と農業を代表する中尾地区と鬼木地区が両隣という、全国的に稀有な景観と、その歴史文化、住む方々の営みが広く認められたものであり、町民皆様とともに喜びたいと思っております。この選定に

については、両地区の皆様の深い御理解と積極的な御協力、検討委員会の先生方の御指導・御助言により答申まで結びついたものであり、心からのお礼と感謝を申し上げます。

加えて、教育委員会の学芸員をはじめとする職員の頑張りに労をねぎらいたと思います。今後、答申どおり告示され選定の運びとなれば、両地区の歴史・文化・伝統・景観を生かしたまちづくりを進めてまいり所存でありますので、引き続きの御協力をお願いいたします。

さて政府においては、先月26日に過去最大となる122兆3,092億円の令和8年度一般会計予算案を閣議決定し、高市内閣が標榜する責任ある積極財政が本格的に動き出しました。今後通常国会での審議が始まりますが、その動向に注視したいと考えています。

一方で、さきの臨時国会において成立した補正予算が示された国の物価高騰対策についてであります。その中核となる重点支援地方交付金については、12月16日に本町に係る交付金額の提示がっております。この交付金事業については、事前に推奨メニューの提示がございましたので、各課に事業を募り、管理協議会で調整の上、本町の事業の組立てを行い、関係予算を今回の補正予算に計上しています。

それでは本臨時会に提出しました議案の要旨について御説明をいたします。

議案第1号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出の予算総額に10億7,500万円を追加し、補正後の予算総額を119億6,000万円とするものです。

今回の補正は、歳出については、先ほど御説明しました国の物価高騰対策に係る重点支援地方交付金事業、物価高騰対応子育て応援手当支給事業に加え、JAライスセンター再編整備事業費補助金や年度中途における事業の追加変更に係る関係費用を計上しています。歳入については、地方交付税、国の物価高騰対策に係る国県支出金を追加する一方、繰入金を減じています。

議案第2号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の国家公務員の給与改定に準じて議員報酬を改正するものです。

議案第3号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、先ほどの議案第2号と同様に、現下の社会経済情勢等を踏まえて、特別職の国家公務員の給与改定に準じて町長等の給与を改正するものです。

議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、国の人事院勧告に準じ、一般職の給料表の改正及び期末勤勉手当の支給月数を改正するものです。

議案第5号 波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、引用条項の改正及びその他所要の改正を行うものです。

議案第6号 波佐見町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども子育て支援法の諸規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものです。

議案第7号 波佐見町乳児等通園支援事業の実施に関する条例は、児童福祉法等に基づき乳児等通園支援事業を開始するにあたり、当該事業の利用手続及び利用料金の徴収に関し必要な事項を定めるものです。

議案第8号 波佐見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は、特定乳児等通園支援事業者等の認可及び確認を行うにあたり、専門的見地から意見聴取が義務づけられたことに伴い所要の改正を行うものです。

提出した議案は以上であり、詳細については御審議の折に説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いをいたします。

日程第4 議案第1号

○議長（尾上和孝君）

日程第4. 議案第1号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議案第1号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに10億7,500万円を追加し、総額を119億6,000万円とするものです。繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。債務負担行為の追加及び廃止は、第3表 債務負担行為補正によります。

今回の補正は、物価高対策として18歳以下に2万円を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に実施する各事業に加え、JA長崎県央管内のライスセンター再編整備事業等について所要額を計上しております。

4ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費の補正ですが、重点支援地方交付金事業、町制施行70周年記念事業、ライスセンター再編整備事業、立地適正化計画等策定業務、小学校及び中学校のLED照明設置事業は、年度をまたぐ内容が見込まれることから補正追加をするものです。

5ページをお願いいたします。第3表 債務負担行為の補正ですが、ICT支援員配置事業を追加し、6ページ立地適正化計画等策定業務については、国の補正予算により予算措置がなされたことから令和7年度予算に前倒して計上するため廃止するものです。

それでは、歳入について御説明いたします。9ページをお願いいたします。10款、1項、1目。地方交付税は、国からの追加交付決定により1億4,636万7,000円増額しています。

10ページをお願いいたします。12款、2項、7目。農林水産業費負担金には、JAライスセンター再編整備事業負担金として川棚町及び東彼杵町からの負担金546万7,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。14款、2項、1目。総務費国庫補助金には、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として2億1,673万2,000円を計上しています。

次の2目。民生費国庫補助金には、18歳以下に2万円を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業の財源といたしまして、4,985万2,000円を計上しています。

5目。土木費国庫補助金には、先ほど債務負担行為の廃止の際御説明いたしました国庫補助金について、集約都市形成支援事業費610万円を計上しています。

12ページをお願いいたします。15款，2項，4目．農林水産費県補助金には、J Aライスセクター再編整備事業に係る県補助金として、新基本計画実装・農業構造転換支援事業費6億5,280万円を計上しています。

5目．商工費県補助金には、プレミアム商品券交付に係る県補助金としてながさき消費拡大・地元企業応援事業費5,950万円、陶土価格高騰緊急対策事業費の財源として5,637万8,000円を計上しています。

14ページをお願いいたします。18款，1項，1目．財政調整基金繰入金は、一般財源の不足分を基金繰入れとして計上をしておりましたが、歳入による一般財源として確保ができた額1億1,941万2,000円について今回減額をしております。以上が歳入になります。

次に歳出になりますが、今回、重点支援地方交付金事業につきましても、15ページ2款，1項，16目．重点支援地方交付金事業費に集約していますが、担当課が異なりますので各担当課長から説明いたします。

初めに税務財政課分を説明いたします。16ページをお願いいたします。

2款，1項，19目．減債基金費の積立金については、追加交付された普通交付税の一部を臨時財政対策債の償還に備えるため、国から指定された額1,138万2,000円を減債基金へ積み立てるものでございます。

以上で、税務財政課分の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君）澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

それでは、最初に歳出に係る重点支援地方創生臨時交付金事業の推奨メニューについての全体像を説明いたします。

今回の本町への国からの配分は2億1,673万2,000円であり、それに県からの上乗せ分として1億1,587万8,000円に町の一般財源1,039万円を加えまして、総額3億4,300万円を計上しているものでございます。

これに対して、今回、町独自の推奨メニューとして生活者支援及び事業者支援合わせて12の事業を組立てて補正計上しているものでございます。それぞれの事業については15ページに記載のとおりですが、各担当部署において御説明を申し上げます。

まず最初に企画情報課所管について説明します。改めて15ページをお願いいたします。2款，1項，16目．重点支援地方交付金事業費のうち、プレミアム商品券事業として1節．報酬、3節．職員手当等、10節．需用費で合計120万円、12節．委託費1億3,040万円の、合計1億3,160万円を計上しております。

今回については、このプレミアム商品券事業の所管を企画情報課に変更して実施をするものですが、内容としましては令和7年度に引き続き、同じような内容でプレミアム商品券事業を行います。ただ今回は、1冊1万5,000円の商品券を1万円で購入できるプレミアム率とし、1人当たり2冊を限度とします。予算成立後に詳細は決定しますが、現段階では前回と同様のスケジュールを考えております。

以上で企画情報課関連の説明を終わります。あとは各担当課から説明を行います。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは、総務課関係について御説明いたします。10節. 需用費、消耗品費、高校生支援、商品券購入事業を総務課のほうでは担当いたします。これは先ほど企画情報課から説明がありましたが、プレミアム商品券1万5,000円券1冊を高校生1人当たりに配布をするものでございます。

以上で、総務課関係の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

住民福祉課所管分について御説明いたします。15ページをお願いいたします。18節. 負担金、補助及び交付金です。1番目の自治会除草機購入事業費補助金ですが、これは町政報告会で要望が多かった除草対策に定めるため、適時地域で除草を行うことができる機械の購入に対する補助金であり、補助率は10割で1自治会当たりの上限額を100万円と考えております。100万円掛ける22地区で2,200万円を計上しています。

以上で、住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。18ページをお願いします。

3款, 2項, 1目. 児童福祉総務費に5,040万2,000円を計上しています。歳入でも説明がありましたとおり、国が物価高対応として強力な支援に乗り出しており、委託料と補助金に計上している事業継続支援事業は、放課後児童クラブや延長保育事業などを行う事業所への物価高騰への対応として支援を行うものです。

また子育て世帯の支援として、高校生世代までのお子さん1人につき2万円を物価高対応子育て応援手当として計上しています。システム改修が整いましたら、年度内支給に向けて準備を進めてまいります。

以上で、子ども健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

それでは農林課関係を御説明いたします。15ページにまたお戻りください。2款, 1項, 16目. 18節. 負担金、補助及び交付金でございます。2行目農林業経営支援事業費補助金。こちらに1,000万円を計上させていただいております。こちらにつきましては今年度から始めております、農林業経営支援事業の継続事業ということで、1,000万円を計上させていただいております。

続きまして、水利動力費高騰対策支援事業費補助金。こちらにつきましては、昨今の電気代が高騰している関係で、動力ポンプの電気代を助成するものでございます。

続きまして、肥育牛導入支援事業費補助金800万円を計上させていただいております。昨今、子牛の価格が軒並み上昇しております関係でございまして、その補助費、一頭の費用につきまし

て2万円を補助ということで計上させていただいております。

続きまして、19ページをお願いいたします。19ページ、6款、1項、3目．農業振興費 18節．負担金、補助及び交付金のところでございます。JAライスセンター再編整備事業費補助金 6億6,550万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、長崎県央農業が大村と東彼にライスセンターを3つ持っております。再編整備事業ということでその3つのライスセンターの全体事業費を、波佐見町が窓口となってするというので計上させていただいております。

全体事業費が10億8,800万円の6割補助でございます。それとプラス市町村費を上乗せしまして、6億6,550万円予算を計上させていただいております。

以上で、農林課関係の御説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

それでは、商工観光課所管分について御説明いたします。15ページをお開きください。

重点支援地方交付金事業費について18節でございます。燃料費等高騰対策支援金について、2,500万円を計上しております。こちらにつきましては、町内の中小企業小規模事業者への燃料費高騰対策として支援を行います。

続きまして、地場産品原材料価格高騰緊急支援金について1億1,500万円を計上しております。補正第4号におきまして、陶土代に値上げ分について予算を計上しておりましたが、長崎県についても先月のですね、県議会においても同様の支援の予算が可決されましたことから、今回、県と町合わせて陶土購入額の値上げ分に対して支援を行うというふうなことでございます。

また併せて、酒米代の高騰緊急対策として、現在高騰している酒米の購入費についても補正第4号で計上していたものを今回重点支援交付金事業に組替え実施をいたします。

飛びまして20ページをお開きください。7款、1項、2目．商工振興費 18節．負担金、補助及び交付金でございます。地場産品原材料価格高騰緊急対策事業費補助金について、1,900万円を減額しております。先ほどお話をいたしましたとおり、この補助金については重点支援地方交付金を財源と実施することから、2款、1項、1項．16目．の重点支援地方交付金事業に組替えて実施をするため、今回減額をするものでございます。

その下、7款、1項、4目．陶芸の館管理費 14節．工事請負費でございます。陶芸の館高圧受変電設備改修工事について200万円を計上しております。陶芸の館の高圧受電受変電設備の点検の結果ですね。絶縁電線の劣化が見られたため、施設への電力供給に支障を来すおそれがあるというふうなことがございましたので、今回、早急に改修工事を行うものです。

以上で商工観光課所管分について説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは建設課所管分について御説明いたします。21ページをお願いいたします。8款、土木費 4項、1目．都市計画総務費 12節．委託費につきまして、立地適正化計画等策定業務委託料を1,418万円追加しております。

これは先ほど歳入及び債務負担の部分廃止の部分で説明がございましたが、令和7年度当初予算において債務負担によりお示しをさせていただいておりました件でございます。

令和8年度で計上すべき予定としておりましたが、さきの国の補正予算におきまして、次年度事業における要望へのですね配分を前倒し予算として、増額内示を受けました。これに伴い今回の補正において予算化を行い、繰越しで対応するものでございます。

なおこの事業におきましてのスケジュール感は何ら変更ございません。

以上で、建設課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

それでは、水道課所管の分について説明いたします。15ページをお願いいたします。2款、1項、6目、重点支援交付金 18節、負担金、補助及び交付金。説明欄の下から2段目になりますが、上水道事業会計補助金2,000万円を計上しており、上水道使用料の基本料金2か月分の減免を行うための財源として上水道事業会計に補助するものであります。

続きまして、説明欄の一番下段分ですね。工業用水道事業会計補助金についてですが、160万円を計上し、工業用水道使用料の基本料金2か月分を減免する財源として計上しております。

なお今説明しました上水道・工業用水道の減免については、繰越事業とし次年度の事業として、4月以降の実施を予定しております。

以上で、水道課の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

それでは、教育委員会所管の事項について御説明いたします。22ページをお願いいたします。10款、2項、1目、東小学校管理費 14節、工事請負費として90万円を増額。4目、中央小学校管理費、同じく14節として230万円を増額。7目、南小学校管理費、同じく370万円をそれぞれ増額計上しております。東小学校については、普通教室へのLED照明設置工事を、中央小学校及び南小学校については、屋内運動場へのLED照明設置工事をそれぞれ実施するものであります。

今回の補正は、当初予算または補正予算（第3号）における予算額に対し実施設計に基づき精査した結果、不足が生じる見込みとなった工事費について追加で計上させていただくものです。

以上で、第1号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それではページは15ページの2款、1項、16目、12節、委託料プレミアム商品券の事業のことなのですが、先ほど説明を受けまして、販売の形をとられたようでございますが、いろんな形があります。波佐見町はもう多分5回目にはなると思うのですが、この商品券に関する事業ですね。

大変町民の方も喜ばれる事業で。

今回先ほどの説明によりますと、前回同様のスケジュールで行うということを言われましたが、時期が前回と同様であれば、7月1日のスタートになってしまうのですが。これだけ国を挙げて、早急にスピードでやってくれということですので、時期的にはもうちょっと早い時期は検討されてませんか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

今回のプレミアム商品券事業についての時期ということで。我々としても、なるべく前回より前倒しで行いたいという考えもあるのですが。委託先と考えております、東彼商工会のいろんな御都合もありますので、今後ですね、そういうところも協議を行いながらですね、なるべく早くできないか、その辺は検討してまいりたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひスピードでやっていただきたいのですが、彼杵町も川棚町も3町とも同時にプレミアム商品券を始められるようなことを聞いております。ぜひ波佐見町はですね、少しでも早い時期にスタートしていただきたいと思います。

それとこの販売によります形式ですと、前回もそうですが、前々回もそうですが、一次販売では100%販売してしまう可能性はなくて、いつも追加販売されておりました。今回ももし一時販売で残った場合には、追加販売をされるようなスケジュールもお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

できれば1回で販売ができてしまうほうがいいんですが、これはもうやってみないと分からないというところと。今回は前回よりプレミアム率を上げてるということもあって、なるべく最初の販売ですね、買っていただきたいというお願いと、またその状況次第によって検討させていただくということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（尾上和孝君） 10番 田添議員。

○10番（田添有喜君）

2款、1項、16目、18節、負担金、補助及び交付金、自治会除草機購入事業費補助金についてです。2,200万円計上されておりますが、22自治会ありますので1自治会100万円というような考え、受け止め方でいいのかなと思っております。各自治会からのこの購入要望については、全地区から上がっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

先ほどの御質問ですが現在ですね、今のところ要望のほうはとっておりません。自治会が4月に再編されますので、各自治会ですね。2月か3月に自治会のほうに要望調査を行いまして、夏前までには申請をしていただくようなスケジュールで考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 10番 田添議員。

○10番（田添有喜君）

各地区の要望を受けて町で草刈り機3台購入をされて、その貸出し要綱もできてですね、私も講習会に参加をいたしました。この対象も自治会となっているわけですね。その辺とのこの関係性といいますか。要綱の見直しをされるのか、要綱はそのままいかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

今回の事業は、これまで町で購入した機械とは別の事業ですので要綱は別に定めます。令和7年度に町でもですね、除草機械を導入しまして、自治会や河川愛護団体等への貸出しを行っていますが。自治会は実情に応じてですね、必要なものを購入していただいて、時期や規模に応じてですね、町の機械の貸出しも活用しながら、より効率的な活動につなげてもらえればと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 10番 田添議員。

○10番（田添有喜君）

そこで各自治会——全てではないかもしれませんが。環境美化推進事業委託料を頂いて、年に最低2回ですか。河川敷等の除草作業、ごみの意識も高める意味合いでですね、地区の行事としてももう定着をしているところが多いのかなと思っております。この自治会で除草機あたりを購入した際に、大体毎年550万円程度の予算計上をなさっておられると思いますが、そこには影響がないということを確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

令和8年度の予算編成についてはですね、今から正式的な決定となりますが、住民福祉課では影響はないような形で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

3点質問します。ページ数は15ページ。2款、1項、16目、10節。需用費の中の消耗品費の高校生に対する商品券を配布という件なんです。こちらなのですが、まず申請が必要になるのかということと、どのように配布されていくのか。あと配布の時期は、こちらをお願いします。

次が、同じくページ数15ページで、2款、1項、16目、18節。下から4番目の燃料等高騰対策支援金についてですが。こちら対象者は中小企業とのことですが、どのような計算で支給になるのかというのを聞きたいんですけど。前年比とかで、高騰分を支給されるのかというような、どのような比率っていうんですか、計算方法なのかというのと。あと1事業者に対する限度額はどのくらいになるのかというのと、あと実施時期あたりの回答をお願いします。

あと3点目なんです。同じく15ページの、節も同じで、下から2行目の上水道事業会計補助金について。こちらの減免期間はどのくらいになるのかというのをお願いします。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは、2款、1項、16目、重点支援地方交付金事業の10節、高校生支援商品券購入事業 675万円について御説明をいたします。

先ほどの説明と重複いたしますが、今回、町で発行するプレミアム商品券1冊1万5,000円券これを町自体が購入し、高校生1人当たり1枚配布をするものでございます。

そこで、まず申請かどうかということでございますが、総務課のほうではですね、高校生の実態がよく分かりません。したがって申請をしていただこうかと思えます。これは令和3年にコロナ禍の折に、同じような大学生と高校生に対して商品券を配布しましたが、それと同様に申請を行いたいと思えます。配布についても申請をしていただいたら、役場のほうに取りに来ていただくということになるのかなということでは現時点では考えております。

あと時期については、プレミアム商品券を2次的に利用いたしますので、町のプレミアム商品券の発行時期とスケジュール感は大体同じになるのかなということでは考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

同じく18節、燃料費高騰対策支援金についてでございますが、補助の対象といたしましては、燃料費でございますので電気代、それからガス代、ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代というところの燃料費に係る分を補助対象としております。

補助率としては、そのかかった経費の2分の1というふうなところで、上限は30万円の予定をしております。

時期につきましては現在検討しておりますが、おおむね夏場から冬にかけての任意の1か月分にかかった分の経費で、また申請をしていただくというふうなところを想定しているような状況でございます。以上でございます。

当然ですね、今回ですね県と重複するような支援もございますので、こういったところの県の支援を受けている事業者につきましては、今回対象から除外するというふうなことを考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

減免の期間については2か月分を予定しております。実施時期については8月以降の見込みとなります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

15ページです。これプレミアム商品券についての件なのですが、この件についてはですね、補正予算についての数値もしくは、内容については、意見はございません。ただ高齢者あるいは経済弱者からですね、私のほうに届いている声をちょっとお知らせして今後の検討をしていただければというふうに思っております。

先ほども1回の申請で、全部が消化できませんというような話がなされましたが。これについてはですね、やはりいわゆる私たちは年金でもう毎月かつかつの生活をしていて「負担金が申請の大きなネックになっているんですよ」ってこととかですね「会場まで行くのが大変なんです」というような声が続いております。それで、そういったことをなくすために——この事態は、今回はもうやむを得ないんですが、今後の検討としてですね、その1万円の負担金を何とかなくす方法でできないものかと。あるいは、そういった商品券あるいは現金あたりが、市町村、役所から直接届いている自治体もありますので御検討をお願いしたいと思うのですが。今後の検討としていかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

今回のこの重点支援交付金については、国から示しがあっている推奨メニューというのがあって、そこの考え方をまずここで一回ちょっとお話をしておきたいと思っております。

まずこの推奨メニュー、市町村がですね市町村の実情に合わせてどのように使っていくかというのを考えなさいということなんです。その中で生活者への支援——先ほど言いました生活者の支援と事業者への支援、両方のメニューがありますということで。その中で推奨メニューを、全ぶで10の推奨メニューということで、国から示されています。そういう中で、どれが波佐見町に合うのかというところで、各課のニーズをくみ取りながらやってきたという経過があります。

そういう中で、もう一つですね、今回いろいろお米券とかがいろいろ報道されておりますが、食料品への物価高騰対策を必ずこのメニューの中に入れなさいということで指示がっております。そういうことですね、プレミアム商品券を行いましたけども。その中でよその市町村については、議員おっしゃるとおりですね、そういったもう金券をそのまま配布するという市町村も、かなりあると思っております。

ただ先ほど言いましたように、この事業というのは生活支援もさることながら、事業者支援もあわせて行いたいという町の思惑もございます。そういうところで、高市政権も強い経済について言われております。やはり経済を回すというのがですね、一つ大きな役割ということになってますので、町民の皆さんからですね、通常なら数か月の生活の中で1万円という部分が——非常に負担も感じられるかもしれませんが、生活する中でやはり1万円というのは、通常使うような金額だと思っておりますので、そこは出していただいでですね。

いや必ず使うと思いますよ。7か月、8か月、期間があるとですね、やはり1人当たり1万円の生活費というのは使うんだというふうに僕は思っております。

そういう中で、そこを出していただいでプレミアムすることで、経済効果を——今回経済効果の試算として、3億5,700万円を経済効果として試算を行っております。それから配布だけに終わると、そこがですね、5,000円の枚数分ってことになりますので。そこは経済効果を狙ったところをですね御理解いただければというふうに思っています。

また今後ですね、例えばそういう商品券の配布事業というのも、もしかしたらあるかもしれませんが、そのときのニーズ、ニーズに合わせながらですね、検討してまいりたいと思っております。

ます。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

すいません先ほどですね、横山議員の質問でちょっと回答できてない部分がありましたので、再度説明いたしたいと思います。

今年度の事業として財源では確保しておいて、次年度事業ですね、令和8年度事業として、水道事業、上水道の減免と工業用水道の減免を予定している次第でございます。説明が不足しております、すいませんでした。

○議長（尾上和孝君） 5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

15ページのプレミアム商品券に関するのと、18ページの子ども・健康保健課の子育て支援のところ。重ねて質問するのですが、プレミアム商品券、発行される枚数はどのくらいになるのかと、その枚数の中で町が買い上げるという高校生のプレミアム商品券もそれ、引いたらどのくらいになるのか。

1人2冊を限度とすると。余るかもしれない。じゃあ、余るということは買えない人がいると思うんですね。買えない人とか、買わない人。非課税世帯の方とか、そういった方たちが今までおられたと思うんですが。非課税世帯の方々への支援は、水道料金——買えないとか買わない非課税世帯には水道料金の基本料が支援されるということなのでしょうか。

あと、子ども・健康保険課なんですけど、18歳以下のこども園に対する支援というふうに言われたんですけど、少し詳しい説明がいただけないかということ。高校生1冊ですが、高校生以下、18歳以下の中学校や小学生にも、そういったものがあるのかということで少し詳しく説明をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

今回のですね、発行冊数1人当たりですね2冊までとしておりますので、1万4,000人の人口と考えてですね、1万4,000人の人口の2冊に対して85%を掛けてですね、2万3,800冊をこのプレミアム商品券事業で作るよう考えております。あと高校生支援の分はこれに入ってません。別で。高校生支援の分は総務課のほうから回答いたします。

そしてもちろんですね、買わないという選択をされる方もいらっしゃると思います。非常にこう、非課税世帯の方の手当というのもあるのだと思っておりますし。これまでもこの経済対策の中で、昨年も非課税世帯に限っては2万円ですかね、そういった手当もなされてきてます。これまでも別途この推奨メニュー以外で、そういった非課税世帯の手当というのは別途行われてきている状況で。今回この推奨メニューについてはですね、そういった働く世代、中間層の世代も広く恩恵が受けられるような組立てということで、このような仕組みづくりを行ったところでございます。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

高校生支援の商品券について御説明いたします。総務課で行う関係です、まだ全体像をちょっと把握しておりませんが。1学年150人の3学年、450人に1冊配るということでできております。配布の方法等についてはですね、横山議員に答弁した内容でございます。

そこで、そのほかの世代と言えおかしですが、中学生以下、未就学も含めて支援がどうかということでお尋ねだったろうと思います。まず18歳以下についてはですね、2万円の支給が今回、国のほうにおいて町経由でされるということでございますが。一方、町の施策を見渡したときですね、今までは未就学児にお米を現物支給するとか、小中学校においては学校給食費の無償化を行っておりますので。それを見渡したときに町の施策とすれば、高校生の支援が少し薄かったのかなということを管理協議会等々で論議をして、今回高校生の支援を行う、という経過がございますので、御説明いたします。以上です。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

18ページ、3款、2項、1目、18節に計上しております物価高対応子育て応援手当支給金ですが。支給の対象となるのは、令和7年9月30日時点で、養育する父母ですね。18歳までのお子さんを養育する父母、令和7年10月1日以降3月31日までに生まれる新生児も含んだ児童ということになります。本町で今計上しているのは、2,392人分の手当を計上しております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

同じく15ページですね、18節のほうのですね、農業経営支援事業補助金。これ当初予算にも上がって足りなくなって、8月臨時議会でまた追加ということになっておりますが。

この1,000万円に対する内容は、従来どおりの内容で実施されるのか。また、その時期について、制度システムについて御説明をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

この補正予算に今回上げた分につきましては、今まで行っておりますとおりの条件等で行いたいと思っておりますので、今年度4月に遡っての機械を対象としたいと。

内容につきましては上限100万円、下限が20万円。それと3分の1の補助率ということでしたいと思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

4月に遡ってという理解がちょっとよく分かりませんが。もう既に購入された方に対する対象も、そういう方たちも含まれるという意味なのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

4月以降購入された分についても対象としたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

19ページ、6款、1項、3目、18節。JAライスセンター再編整備計画補助金です。再編事業費補助金の6億6,550万円でございます。この再編計画ということで上げてあるわけですが、本町には岳辺田郷ですか、あそこの田畑の中にライスセンターがあるかと思いますが、まずこの現有施設がですね、どうなるかということと。それから町として6億6,500万円の補助金ということでございますが、町としての関わり、これはどんなものか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

19ページの6款、1項、3目。JAライスセンター再編整備事業費補助金でございますが。こちらにつきましては、まず岳辺田郷にございますライスセンター——東彼2号ライスセンターということで呼ばれておりますが、そちらにつきましてはの計画としましては、乾燥機と自動パレット積載装置、色彩選別機、ほか既存設備の機能向上ということで予定をされておまして。事業費としまして6億3,500万円——これ税抜でございますが、6億3,500万円を予定をされてるようでございます。

先ほど申したとおり大村とですね、一緒に補助メニューと。国の補助メニューを使うということで、大村のライスセンターが4億5,300万円でございますので、併せたところの10億8,800万円の事業費に対しまして、国が55%、県が5%、それと市町村につきましては補助残、6割の補助残の5%を支援していきたいということで計画をしております。

すいません、ちょっと波佐見町の分が、波佐見町の分につきましては——大村はですね、大村のほうで負担をされますので、東彼2号ライスセンターの分につきましては、川棚・東彼杵・本町の3町で利用しておりますので、利用面積割合について案分をしております。波佐見町分につきましては、723万3,000円を波佐見町の補助金ということでですね、計上させていただいております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後光議員。

○8番（城後光君）

15ページの、先ほどから話題に上っているプレミアム商品券の事業なんですけど。趣旨は分かりました。佐世保市だと5,000円全戸商品券配布、長崎市だと5,000円給付という形で、現金全員に給付という形で。いろいろ自治体によって考え方違うと思うんですけど。

今プレミアム商品券使われてる方から結構聞くお声で、これまで大規模店舗で枚数限定されてるのがあるのですが、実際問題その食料品等はそういうところばかり使うので、もう少しその辺緩和していただけないかとかいう声もあっています。今後のプレミアム商品券についてはそのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

その辺の割合については、また今後、いろんな意見を聞きながら検討してまいりたいというふ

うに思っております。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

またあわせてなんですけど、これまで何度もプレミアム商品券発行されていますが、現実にごういう使い道が多かったのかという分析はある程度された上で今回発行されるのでしょうか。

もし分かっていたら。例えばですね、一般のスーパーとか小売店で大体何割ぐらい、ガソリンスタンドで何割ぐらいとか、飲食店で何割ぐらいとか。何かしらの統計値は今持たれた上で発行されるのかちょっと分かれば教えてください。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

これまでですね、プレミアム商品券を実施されてきた商工会のほうでも、ある程度の実績等について把握をさせていただいているようなところでございます。

現在ですね、ちょっと内容についての詳細な資料というのは持ち合わせておりませんが、使用頻度としましては、やはり先ほど言われたように、大型店舗等の制限はございますが、大型店舗の利用であるとか、ガソリン代も非常に高かった時期もございますので、ガソリンスタンドとか、そういったところでの使用が多かったというふうな話は聞いております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 9番 福田議員。

○9番（福田勝也君）

15ページの歳出、2款、1項、16目。重点支援地方交付金事業費の18節ですね。負担金、補助及び交付金の各事業の内容についてはですね、各担当課あるいは同僚議員のほうからもですね、説明、質疑があつてですね、内容については把握したところでございますが、全体的なことについてですね、ちょっとお伺いをします。

この18節の各事業、12事業あるんですが、この事業の中身を見ますと住民福祉あるいは農林、商工とあと水道課にまたがる事業になっているわけなのですが。従来であれば、各担当課のですね、款によって計上されていたものだと思うのですが、今回一つの総務費として計上されているわけですが、その理由等について御説明をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

御指摘のとおりですね、本来予算は適宜の課の予算案に応じて計上すべきところでございますが、今回は国が打ち出しております生活者支援あるいは事業者支援を速やかに行うということ。それでかなり今回、国が示しました町への交付額が多額でございました。3倍、3.3倍でしたかね。という予想しておりましたが、それ以上の配布額というふうになっております。

そういったことを鑑みますと、やはり予算を一括して管理をしないと、その速やかな執行にも支障を及ぼすであろうということで、この同一事業の中に取りまとめさせていただいたことと。それから各、この予算、国から示された交付金事業をなぜ、私今回波佐見町はこのように12——よく見ると14になるのかなというように思いますが。高校生支援であるとか、あるいはプレミア

ム商品券をずっと足しますと全部14ぐらいなるかなと思いますが——なぜこのように多くのメニューを取り入れたかといいますと。実はこの交付金、使用し切れない場合はですね、返還という事態になってしまいます。

そういった場合に、やはり柔軟な予算の運用といいますか、を考えた場合。ある事業についてはひょっとしたら需要がそこまでないかもしれないことも見込まれますし、ある事業においては足りないという事業もあろうかと思います。そうした場合について柔軟に対応できるような予算管理が必要であろうかというふうに思っております。

ある町村では商品券事業をやって、実は想定外に需要少なくて、何千万円も返還するようなことが生じたというふうなことも聞いておりますので。ぜひ国から交付されるお金はですね、有効に活用したいという思いが非常に強くございましたので、こういった予算の計上にさせていただいたということでございます。

ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 1番 前田議員。

○1番（前田博司君）

同じく15ページの重点支援についてですが、まずですね水道課の水道料金の補助ですが、これについて経費はかかりますか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

事務的経費についてはですね、かからない予定です。以上です。

○議長（尾上和孝君） 1番 前田議員。

○1番（前田博司君）

水道料金の支援が2,000万円、プレミアム商品券等についても賛同はするものですが、これ1億3,000万円。これには紙による印刷費等も発生しますし、ほかの支援についてもシステム改修が必要だったりもします。

これは必要などころへ必要な支援をするに当たっては、致し方ない部分もあると思いますが。例えば水道料金については、直接支援が届くと。基本料金ですから、1か月10立米使って1,870円ですかね。少し地味ですが、こういったところにもう少し予算を割いてですね、2か月と言わず半年ぐらいの支援をしたほうが。直接皆さんの、町民の方へ届く率としては100%に届くわけですから、そういったものにもう少し利用されていてはいかがかと思えます。

それと先ほど町長が答弁しましたが、必要であれば柔軟にというところがありましたので、そういうところの考えはありませんか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

そうですね現在のところは、2か月分を計上している状況でございます。先ほどですね町長が説明したように、流動的という部分では執行状況によっては今後ですね月数の延長等も視野に入れた対応をしていきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

水道料金で、事務的経費がかからず柔軟にやりやすいというところですね、そこをやるというのは非常にこう理にかなった事業だというふうに思っております。

今回プレミアム商品券について踏み切ったもう一つの理由としまして、県からプレミアム率の2分の1を交付するという——県からは補助金が来るということでですね。その金額が5,950万円が来るということで。これやらなかったら来ないんですね、これですね。

そういうところもありますので、なるべくプレミアム率をよくしてこの事業に取り組みをさせていただいたというのも、一つの理由として挙げられるところでございます。

○議長（尾上和孝君）

会議の途中ですが、しばらく休憩します。11時20分より再開します。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

15ページですが、先ほど来質問を行っております農業経営支援の事業の補助金なんですけど。これもまた先ほども質問いたしました。内容的には従来どおりやりますよと、ということでございました。

とはいうものの当初予算で300万円、8月の臨時議会で450万円、今回1,000万円なんですね。従来の制度と中身は一緒ということでおっしゃいまして。要は、申請があって、審査をされて、購入という形のスタイルなんですよ。

先ほどの答弁では4月に遡ってということでございますが、中身についてはどうも…。そういうスタイルでしたら、今後以降——従来の制度内容からすると、申請の後に購入すると。4月に遡って、購入者に対しての補助も考えてますよ、ということであれば、どういうスタイルで——内容的にですね。申請をしようという農業者の人たちに対しては、どういう内容を御提示して、その手続について、されるのでしょうかということですね。見積りも含めて提出をして、購入するというスタイルでしたが、今回は領収証等になるんだ、というふうには思いますが。

今回に限ってはですね、農林課長のほうの答弁についてはちょっと時間を割いてでも、しっかりした内容説明をしていただかないと、ちょっと混乱してしまいますので。その辺をしっかりとですねじっくり御説明をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりですね、今の説明では混乱が生じるのかなというふうな思いでございます。

私が原課に指示をしたのは、これだけ緊急対策ですということですのでぜひ。農家の需要も多いと。

ただし今度春からまた新しい作物の作付の作業が始まりますので、4月からすぐ農機の購入ができるように、予算が通れば申請をまとめて、してくれと。その代わりあくまでもこれは、令和8年事業の前倒し、枠の前倒しという捉え方をしてほしいというふうな指示をしておりました。令和8年度ですね。令和8年度の予算前倒しというふうに捉えてやってくれと。

ただ国から流れてきたのが、市町村独自に緊急支援対策——この物価高騰対策でやってる部分は、対象が今年度予算単独で上げてるものも含めていいですよというふうな内容できましたので、原課では恐らく今そういう捉え方で、できれば4月まで遡ってやりましょう、というふうな今答弁を農林課長がやったのかなというふうに思いますが。私個人の考えとしては、これから購入される方を対象としたいなというふうな思いがございしますが。今後それは、ここの箇所ですっきり詰めていきたいと思えますし。

例えば以前申請があった中で、申請が基準にのらない方、のっていない方を却下した部分もあると聞いております。申請をですね。やはり一定の基準にのっとる部分については対象としていきたいなというふうに思えますし。本来であれば「じゃあ買っていたのに」と言われる方が出てくると思うんですよ。そこあたりの混乱を避けるために、いま一度制度の内容については詰めさせていただきたいというふうな思いがございします。以上です。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

申し訳ありません。私の説明がですね、過去に購入されたものという形で受け止められたようでございます。

先ほど町長が申したとおり、これから購入する分についてということ考えておりますが、今年度4月～8月実施したもので数点漏れてる機械もございします。ですので、そちらについてもということで思っておりますが、今後また検討させていただいて。

これからのスケジュールとしましては、補正予算が通ればですね、2月ぐらいから需要調査を行いまして、できれば3月いっぱいまでに交付決定を打ってですね、4月以降に購入につなげていただくということで、検討をしてまいりたいというふうに思っております。

広報につきましては、前回8月で行ったとおり実行組合長さん宛てに各農家への回覧をお願いしまして、周知を図ってですね。時期を決めまして、いつからいつまでということ決めて、それを出させていただければというふうに思っております。詳細については、また今後町と協議しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

15ページの2款、1項、16目、18節でございます。農業用燃油高騰緊急対策事業補助金40万円。それから同じく燃料費で、燃料費等高騰対策支援金2億2,500万円と、両方燃費に関するものが2つあるわけでございますが。この事業につきましてですね、補助対象の内容、それから補助対象者、ここのところの説明をお願いしたいと思います。できれば補助率も示してください。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

15ページの農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金の40万円でございますが、こちらにつきましては、すいません、12月の予算で計上させていただいてるものをこちらのほうに組替えをさせていただいてるという状況でございます。こちらにつきまして、農家への重油の支援を1リットル当たり10円の支援を考えておまして。重油使っている農家、イチゴ農家が3戸、お茶農家が4戸ございましたので、そのほかにもあればですね、そういった重油の支援ということで、リッター当たり10円の支援を計画をいたしてるところでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

燃料費等高騰対策支援金と、先ほどの農林課のほうの補助金との関係についてということでございますが。燃料費等高騰対策支援金につきましては、重複しないということで、町内の中小企業、小規模事業者——こちらが対象となります。

中身につきましては、先ほど横山議員のほうの似た質問に対する答弁と重複いたしますが、基本的には電気代等の——電気代、ガス代等の燃料費について、夏場から冬の間、ちょっと期間を定めましてですね、その中の任意の1か月に係る燃料費の2分の1というようなところについて、支援をするというふうなことで考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

同じく15ページの16目、18節、負担金、補助及び交付金のところの最初の分ですね。自治会除草機購入事業費補助金の2,200万円。1自治会当たり限度が100万円ということで計算をしているとおっしゃいましたが、いわゆる草刈り機、除草機のある程度、なんていうのですかね、補助率というのがあって100万円なのでしょうか。

それともう一つ、草が生えてる地区と——除草にもものすごく難儀してる自治会とそうでもない自治会ってあると思うのですよね。あると思うんですよ。そのときに、それほど申請されなかった場合、100万円申請なかった場合は、残ったらその残ったお金というのは、先ほど町長が返さなくちゃいけないとおっしゃいましたが、残ったら、ほかのこの同じ項目の中の分に流用できるということなんでしょうか。なんか、1. 何倍とかですよ、率を変えて上限を変えられたら、いものを買えるんじゃないかなと私は考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

質問についてですが、これはですね補助率は10割でございます。1自治会当たりの上限額を100万円としております。

先ほど言われましたですね、申請がある地区とない地区があるかもしれませんが、広く対象を募るために、自治会が非農家のために草刈り用の刈り払い機ですね、そういったものを所有することも可と考えております。またですねブロワー等、あと機械を運ぶブリッジ等のそういったアタッチメント系の購入も対象として考えております。

それでも余った場合は、先ほど言われた、ほかの事業のほうになるかと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

15ページですね18節。負担金、補助及び交付金の中で、地場産品原材料価格高騰緊急支援金なんです。こちら、もともとですね町単独で行われる実施予定の場合だと、去年の8月～12月の陶土代の値上げ分が対象だったと思います。

長崎県の関連予算が5,600万円盛り込んでいただいて、そちらの報道資料だと今年の12月まで、去年の8月から今年の12月分まで補助するというふうな報道がされてますが。この事業としては、いつまで、具体的にどういう形になるか教えてください。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

御質問のですね、地場産品原材料価格高騰緊急支援金、こちらにつきましては議員おっしゃられるように長崎県の予算のほうで可決いたしまして、対象期間を昨年8月から今年12月までの17か月間。こちらについて、増額分の、価格高騰分の2分の1を県のほうが負担をするというふうなことでございます。ですので、残りの2分の1を町のほうが負担をするというふうなことで考えておまして。今回この県と町と併せてですね、昨年8月から今年12月までの17か月分の燃料費高騰分について全額を、県と町で支援をするというふうな内容になります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

確認なんです、今回この重点支援地方交付金事業費で総務費で上げられて、柔軟に対応するためと町長の説明、言われました。確かに節内流用は議会を通さずとも流用できる。よく考えていただいているなど本当感心しました。

そこで確認なんです、使い切れなかったら国に返金しないといけないというようなことですが、いつまでに使い切れなかったら返金になるんですか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

今回計上いたしまして、そのほとんどが繰越しになると思っております。令和8年度末までに使いきらないといけないということで。

もしかしたらその周期が最後事務手数手続上ちょっと1月とか、2月とかになる可能性もありますが、基本的には来年度いっぱいを使い切るということで。それであわせてですね、この事業に計上してない分については幾ら回したいと言ってもそれはできないということになってますので、ここに計上されてる分の中で流用ができるというような考え方でよろしくをお願いします。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

○議長（尾上和孝君）

日程第5. 議案第2号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

議案第2号について御説明します。波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正を行うものでございます。

次ページ、別紙をお願いします。今回の改正は、特別職の国家公務員の給与改定に準じ改正するもので、第1条として、第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める、第2条として、第5条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし第2条の規定は令和8年4月1日から施行いたします。

期末手当の内払いとして、令和7年4月1日から、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなします。参考資料にも基づいて説明します。最終、5ページをお開きください。よろしいですかね。

今回の期末手当の改正ですが、年間の支給月数「3.45月」分を「3.50月」、0.05月分増となります。7年度及び8年度の6月期、12月期の支払い月数は記載のとおりです。

実施時期等について、附則の規定を、この表にあらわしておりますので御確認をお願いします。

なお、3ページと4ページが新旧対照表でございますので、あわせて確認をお願いします。

以上で議案第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号

○議長（尾上和孝君）

日程第6. 議案第3号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

議案第3号について御説明いたします。町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、人事院による特別職の国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、特別職の職員の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。今回の改正は、特別職の国家公務員の給与改定に準じ改正するもので、改正内容は先ほど御審議いただいた議案第2号と同じでありますので省略いたします。

以上で議案3号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決しま

す。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号

○議長（尾上和孝君）

日程第7. 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

議案第4号について御説明します。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、一般職の職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。今回の改正は、さきの人事院の勧告に準じて一般職の通勤手当の区分と額の改正、期末勤勉手当の支給月数の改正、給与を改正するもので、参考資料に基づき説明しますので、大きく飛びまして、21ページをお開きください。よろしいでしょうか。

議案第4号の説明資料になります。まず、順番前後しますが、本年度の給与改定についてでございます。給料法月額給を令和7年4月に遡及改定の上、改正を行います。内容については、民間給与との格差を解消するための格差改正です。

まず一般職、高卒、大卒の初任給について。高卒は高卒を1万2,300円、大卒を1万2,000円上げます。参考までに申し上げますと、高卒の18万8,000円が20万300円となり、大卒の22万円が23万2,000円となります。また、平均改定率は全体で3.3%の引上げ改定となります。

それぞれ1級～5級、7級までの改定率は記載のとおりですので御覧いただければと思います。

次に期末勤勉手当の改正ですが、令和7年12月期から遡及改定の上、改正をいたします。年間の支給月数「4.60月」数を「4.65月」、0.05月分増加をいたします。各年度の期末勤勉手当のそれぞれの支給月数の改正は表中記載のとおりでございますので、御覧いただければと思います。

次に通勤手当ですが、令和7年4月からの遡及改定として、現行の距離区分で10キロ以上15キロ未満の200円から610キロ以上の7,100円までの幅で引上げを行います。

また令和8年4月からの改定として、現行の取組に加え60キロ以上65キロ未満から100キロ以上——5キロ刻みでございますが——の新たな距離区分を新設するものでございます。

次ページをお願いします。次に等級別基準職務表でございますが、7級の欄「室長を除く」を削り、令和8年4月1日からの施行としております。

最後に実施時期でございますが、これまでの説明を表にまとめておりますので御確認ください。なお9ページから20ページまでが新旧対照表でございますので、あわせて御確認をお願いします。

以上で、議案第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号

○議長（尾上和孝君）

日程第8、議案第5号 波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第5号について説明いたします。波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正します。

提案理由としては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、引用条項の改正その他の所要の改正を行うものです。

2ページ。別紙の改正分を4ページからの新旧対照表を用いて説明します。

まず第1章のくくりが第5条までとし、第5条の前にあった見出しを第6条の前に移動します。第9条、第10条、第18条で「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、第16条において運営規程で利用定員の区分を一本化し、5ページ、第22条の2を新設し、特例保育を行う事業主の適用除外を定めるものです。

なお、この条例は令和8年4月1日に施行すると附則で定めます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号

○議長（尾上和孝君）

日程第9. 議案第6号 波佐見町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第6号について説明いたします。波佐見町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に定める条例を別紙のとおり制定します。

提案理由としては、子ども・子育て支援法 第54条の3において準用する、同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるために制定するものです。

先ほど改正をしました波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が「認可」という側面で、今回の条例は「確認」という側面を持っております。

まず15ページ、参考資料をお願いします。2つの条例は法的根拠が異なっており、目的や内容に違いがあります。認可条例は、面積基準や人員配置基準で事業の安全性をチェックするものであることに対し、確認条例は、運営基準が適正であるかどうかをチェックするものです。

2ページの目次を御覧ください。

第1章で総則として趣旨一般原則を、第2章第1節で利用定員に関する基準、第2節で運営に関する基準を、最後に第3章で罰則を規定しています。特に運営に関する基準は、第4条の面談から第32条の記録の整備等までと、この条例の大部分を占めておりますが、保育所や子供の園の確認とほぼ同様の内容となっております。

具体的には、第19条、8ページになりますが、こちらの(1)～(11)の事項を定める必要がございます。施行期日については、附則で令和8年4月1日とし、事前に準備行為が行えることを規定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 波佐見町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号

○議長（尾上和孝君）

日程第10. 議案第7号 波佐見町乳児等通園支援事業の実施に関する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第7号について説明いたします。波佐見町乳児等通園支援事業の実施に関する条例を別紙のとおり制定します。

提案理由としては、児童福祉法等に基づき保育所等を利用していない乳児等の健やかな育ちを支援するとともに、保護者の育児負担の軽減及び孤立化の防止を図るため、乳児等通園就業支援事業を開始するにあたり当該事業の利用手続及び利用料金の徴収等に関し必要な事項を定めるため制定するものです。

9月議会で本町では、既存の保育所等で実施する余裕活用型で事業の実施を検討していると説明をいたしましたが、町内事業所に意向を確認しましたところ、職員体制等に余裕がないことから導入は見送られました。

しかしながら、この事業は4月から全国一律のサービスとなるため、町として1か所以上の実施が義務づけられています。本町では、子育て支援センターきしゃぽっぽを活用し町営で実施することとし、利用料の徴収などに関する規定を条例で定めるものです。

2ページ、別紙で第1条 事業の趣旨のほか、第2条 実施施設、第3条 実施日、時間、第4条 対象者を規定しています。第5条で利用に当たってあらかじめ認定を受けるほか、第6条で事前の予約と、初回には必ず面談を受けることを義務づけています。第7条では、利用料は1時間当たり300円で、これは国が示す標準の金額と同額です。第8条で規則への委任を規定しており、今後、実施日や予約方法、減免対象など詳細を規定するようにしています。

施行期日については附則で、令和8年4月1日とし、事前に準備行為が行えることを規定して

います。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号 波佐見町乳児等通園支援事業の実施に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号

○議長（尾上和孝君）

日程第11. 議案第8号 波佐見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第8号について説明します。波佐見町子ども・子育て会議条例の一部を別紙のとおり改正します。

提案理由としては、児童福祉法等の改正に基づき、特定乳児等通園支援事業者等の認可及び確認を行うにあたり、専門的見地からの意見徴収が義務づけられたことに伴い、本町の子ども・子育て支援施策をより円滑かつ適正に推進するため、本条例の一部を改正するものです。

2ページ別紙の改正分を3ページの新旧対照表を用いて説明いたします。失礼しました。3ページはついておりませんでした。

まず第7条の見出しを意見の徴収等に改め、意見を聞くことのほか資料の提出を求めることができるようにするものです。第9条を第10条に、第8条を第9条に繰下げ、第8条に部会を新設します。会長の指名する委員をもって部会を組織し、部会の決議を子ども・子育て会議の決議とするものです。

提案理由で述べましたように、乳児等通園支援事業に係る認可や確認は、審査や意見聴取が必要です。既存の子ども・子育て会議にその役割を担っていただきたいと考えております。

子ども・子育て会議は、各機関の代表者など19人で構成していますが、委員全員の出席は求めず、事項ごとに最適な小人数の委員を選定し、集中的に調査審議を行う体制とします。これによ

り複雑な認可案件等に対して迅速かつ適時適切な意思決定が可能となるものと考えております。
なおこの条例は公布の日施行するとそこで定めます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

この子育て会議——今御説明ありましたが、既存の構成メンバーはどうなってますか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

既存のメンバーですが、第5号までの議員に分かれておりまして、第1号として子供の保護者ということで、保育園やこども園、小学校の保護者の代表の方。

2号としましては、子ども子育て支援に関する事業に従事する方ということで、保育園やこども園、小学校放課後児童クラブの代表の方。3号で学識経験者として、教育長や社会福祉協議会の会長と短期大学の教授の方。そして4号として、関係団体から推薦を受けた者として、民生委員会や婦人会、東彼商工会、自治会から、お願いをしております。あと関係行政機関として、副町長のほか、総務課、住民福祉課教育委員会から、課長、次長に出席をお願いしております。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

冒頭ですね御説明の際に、19名の構成というふうにおっしゃってございました。1号では保護者ということですが、この各号の御説明がございましたが、保護者の数、ですね。構成メンバーにおける19名のうちの何名が保護者ですか。1人じゃないでしょ。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

保護者として3名の方をお願いをしております。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 波佐見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。

令和8年第1回波佐見町議会臨時会を閉会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後0時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員